



教えてJAさん!

Q & A



亡くなった父に連帯保証債務があることが判明しました。私達相続人は相続しなければならぬのでしょうか？
(津市 63歳・女性)



相続人が、相続について単純承認（債務も含めてすべて相続する）をすると、既発生の連帯保証債務とともに、連帯保証人の地位も相続することになります。金額等を検討したうえで、相続放棄という選択もあり得ます。

「既発生の連帯保証債務」とは

「既発生の連帯保証債務」とは、例えば、連帯保証をした主債務者の300万円の借金が返済期限を過ぎていたという場合です。相続人は、この300万円の連帯保証債務を法定相続分に従って分割して承継することになります。相続人が配偶者と子3人だとすれば、配偶者150万円、子が各50万円ずつ主債務者と連帯して支払う義務を負います。

「連帯保証人の地位も相続する」とは

「連帯保証人の地位も相続する」とは、法定相続分の限度で連帯保証人になるといふことです。前述した例の場合、各相続人は、配偶者150万円、子が各50万円の限度で連帯保証人となります。このように、単純承認をすると連帯保証人になってしまうため、その金額が大きければ相続放棄をしたほうがよい場合もあります。

相続放棄という
選択肢も

相続放棄とは、被相続人の財産を一切相続しないということです。

相続開始（被相続人の死亡）を知った時から3カ月以内に家庭裁判所に相続放棄の申述をする必要があるため、被相続人が連帯保証人だったことを知っていた場合は、すぐに債務の額などを調べて、相続放棄するか否かを検討する必要があります。

もともと、被相続人が連帯保証人だったことを知らなかった場合は、相続放棄をしないまま3カ月経過してしまうかもしれません。この点については裁判例があり、①相続人において、相続債務が存在しないか、あるいは相続放棄の手続きをとる必要をみない程度の少額にすぎないものと誤信し、かつ、②そのように信じるにつき相当な理由があったときには、3カ月を経過した後でも相続放棄することを認めていますので、諦めずに専門家に相談することをおすすめします。

相続のこと お気軽にご相談ください!!

相続税の
一般的な相談

相続税の
概算の試算

生前対策に
関する相談

遺言信託に
関する相談 (※)



三重県下 JA バンクでは
税理士・司法書士などの
プロと連携して、皆さまの
相続に関するお悩みに
寄り添います。

※三重県下JAでは、JAグループの信託銀行である農中信託銀行の代理店として以下のJAで遺言信託を取り扱っています。
JA みえきた / JA 鈴鹿 / JA 津安芸 / JA みえなか / JA 伊勢 / JA いがふるさと
※各代理店が行う遺言信託代理店業務は契約締結の媒介です。
※遺言信託には所定の費用等が必要となります。また、身分に関する事項についてはお引き受けできません。